

【新旧対照表】電子契約サービス（事業者型）利用規定

2026 年 4 月

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
電子契約サービス（事業者型）利用規定	電子契約サービス（事業者型）利用規定 2026 年 1 月改定 第 2 条 利用申込み及び利用方法 （7）利用手数料 ① 借主は本サービスを利用して本融資契約を締結する都度、当社の定めた時期に当社所定の利用手数料を支払うものとします。当該利用手数料に変更があった場合には、以後変更後の利用手数料を支払うものとします。法令の改正による消費税等が変更された場合にも同様とします。 ② 当該手数料の支払いについては金銭消費貸借契約証書の借入要項に記載の返済用預金口座もしくは借入返済金等の預金口座振替依頼書に記載の指定預金口座より引き落とすものとします。引き落としにあたっては、当社の当座勘定規定または普通預金規定等にかかわらず、小切手または普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず、口座から払い戻しのうえ、当該手数料の支払いに充当するものとします。 第 7 条 契約者情報等の取扱い 当社は、契約者が本サービスに登録または届け出た情報及び利用履歴等の情報（以下「契約者情報」という）を厳正に管理し、契約者のプライバシー保護のために十分注意を払うとともに、以下の場合を除き、これを第三者に開示または利用させないものとします。 • 予め契約者の同意が得られた場合 • 当社の法的権利及び義務を履行するために必要な場合 • 裁判所、検察庁、警察署その他の司法・行政機関等から法令に基づいて開示を求められた場合	電子契約サービス（事業者型）利用規定 2026 年 4 月改定 第 2 条 利用申込み及び利用方法 （7）利用手数料 ① 借主は本サービスを利用して本融資契約を締結する都度、当社の定めた時期に当社所定の利用手数料を支払うものとします。当該利用手数料に変更があった場合には、以後変更後の利用手数料を支払うものとします。法令の改正による消費税等が変更された場合にも同様とします。 ② 当該手数料の支払いについては金銭消費貸借契約証書の借入要項に記載の返済用預金口座もしくは借入返済金等の預金口座振替依頼書に記載の指定預金口座より引き落とすものとします。引き落としにあたっては、当社の当座勘定規定または普通預金規定等に定める払戻し方法によらず、口座から引き落としのうえ、当該手数料の支払いに充当するものとします。 第 7 条 契約者情報等の取扱い (1) 当社は、契約者が本サービスに登録または届け出た情報及び利用履歴等の情報（以下「契約者情報」という）を厳正に管理し、契約者のプライバシー保護のために十分注意を払うとともに、以下の場合を除き、これを第三者に開示または利用させないものとします。 ① 予め契約者の同意が得られた場合 ② 当社の法的権利及び義務を履行するために必要な場合 ③ 裁判所、検察庁、警察署その他の司法・行政機関等から法令に基づいて開示を求められた場合 (2) 第 2 条(3)により届出を受けた、署名実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）の取扱いは以下の通りとします。 ① 当社は、署名実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）を本サービスの提供にのみ使用します。 ② サービス提供者は、署名実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）を、本サービスにより本融資契約を締結する際の電子署名時の情報として電子契約書ファイルに保存します。 ③ 本サービスにより締結した本融資契約が、代位弁済、債権譲渡等により第三者に移転する場合、本融資契約の電子契約書ファイルに保存された署名実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）についても、当該第三者に提供されます。 ④ 借主は署名実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）を当社へ届け出るにあたり、本項①～③の内容についてあらかじめ署名実施者本人	文言修正 通番追加 署名実施者の個人情報の取扱いについて記載

【新旧対照表】電子契約サービス（事業者型）利用規定

2026 年 4 月

		の同意を取得するものとします。当社は当該同意があるものとして署名 実施者の個人情報（氏名・電子メールアドレス）を取り扱います。	
--	--	--	--